

# 審査意見書

国土交通省近畿地方整備局  
局長 溝口 宏樹

阪神間都市計画道路 1.5.8 号 名神湾岸連絡線に係る環境影響評価準備書に関する審査意見は下記のとおりである。

令和2年11月4日

兵庫県知事 井戸 敏三

記

標記事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）及び環境影響評価に関する条例（平成9年兵庫県条例第6号）の対象事業ではないが、環境影響評価手続を実施するため事業予定者により自主的に作成された環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）について、環境の保全と創造の観点から審査を行った。

本事業は、国土交通省近畿地方整備局が事業予定者として、西宮市内で道路延長約3km、2車線の自動車専用道路を設置する計画であり、名神高速道路及び阪神高速3号神戸線と阪神高速5号湾岸線を連絡し、阪神高速3号神戸線と国道43号に集中している交通を阪神高速5号湾岸線に分散させることにより、周辺地域の交通渋滞の解消や交通安全、沿道環境の改善を図るとともに、名神高速道路と阪神港をスムーズに連絡し、物流ネットワークの形成を図るとしている。

準備書では、本事業の実施が周辺の環境に及ぼす影響について、工事用車両の分散、汚濁防止膜の設置、遮音壁等の設置や高架のジョイント部への対策など、各種の環境の保全と創造のための措置を実施し、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減されると評価している。

しかしながら、対象事業実施区域及びその周辺には、住居が多数存在し、環境保全への配慮が特に必要な教育施設のほか、医療施設及び福祉施設も存在することや、西宮市の伝統産業である清酒造りに不可欠な宮水の保全区域内での工事を伴うことから、事業の実施にあたっては、準備書に記載されている環境保全措置を着実に実施することに加え、実行可能なより良い技術・対策を導入して環境影響を低減するよう努

めること。また、以下の点に十分留意すること。

## 1 大気汚染

- (1) 工事中の建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る大気汚染について、個別の影響に関しては環境保全目標を達成する評価であるが、両方の影響が重なる期間が長期に及ぶことから、事後監視調査を行うとともに、工事関係車両台数の抑制などの環境保全措置を実施すること。
- (2) 供用後の自動車の走行に係る大気汚染について、対象事業実施区域及びその周辺は自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）第6条第1項及び第8条第1項に基づく対策地域であることから、事後監視調査を行うこと。

## 2 騒音・振動

- (1) 工事中の建設機械の稼働に伴う騒音及び振動について、規制基準を満足しているものの、現況より大幅に増加する予測結果となっていることから、周辺の住居及び教育施設等への影響が考えられる。事業の実施にあたって、さらなる環境保全措置を検討するとともに、大きな騒音・振動が発生する作業の際には周辺の住居及び教育施設等に対して事前に説明を行う等、適切に配慮すること。
- (2) 工事中の建設機械の稼働及び運搬車両の運行に係る騒音及び振動について、個別の影響に関しては環境保全目標を達成する評価であるが、両方の影響が重なる期間が長期に及ぶことから、事後監視調査を行うとともに、工事関係車両台数の抑制などの環境保全措置を実施すること。
- (3) 供用後の自動車の走行に係る騒音について、住居等が存在する場所において現況と比較して騒音レベルが増加する地点が多く、地点や時間帯により対象道路の影響が大きいことから、可能な限り遮音壁の設置及び排水性舗装等の環境保全措置を実施すること。

## 3 低周波音

供用後の自動車の走行に係る低周波音について、一部の地点での予測評価は、類似事例における調査結果を引用することによって行われていることから、不確実性が大きいと考えられる。設計にあたり低周波音の発生抑制に十分配慮するとともに、供用後の事後監視調査を必ず実施し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

## 4 日照阻害

道路の存在に係る日照阻害について、参考指標（「公共施設の設置に起因する日陰により生ずる損害等に係る費用負担について」（昭和51年2月23日建設省計用発第4号）に記載の日陰時間及び建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第56条の2第1項の規定に基づく日陰時間）を超過する日影が生じる予測であることから、日影の影響を最大限回避・低減可能な道路構造とすること。

## 5 廃棄物等

建設工事に伴い発生する廃棄物等について、事業による改変区域に土壤汚染の可能性のある区域や廃棄物処分場跡地の区域があることから、土壤汚染対策法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適切に処理等を行うこと。

## 6 地形・地質

工事の実施及び道路の存在に係る地形・地質（宮水地帯）への影響について、西宮市宮水保全条例（平成29年西宮市条例第15号）第4条第1項の規定に基づく保全対象区域内及びその近隣で大規模な掘削工事及び高架道路・橋梁の建設を行うため、帶水層の保全に万全な対策及び工法を採用するとともに、地下水位及び水質について事後監視調査を実施し、必要に応じて専門家の助言を受け環境保全措置を実施すること。また、関係機関等との協議を十分に行うこと。

## 7 植物・動物・生態系

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺では、現地調査によって多数の貴重な鳥類の存在が確認されていることから、鳥類の専門家の助言を受け、道路及び橋梁の設計を行うこと。また、供用後に事後監視調査を実施し、特に海域の橋梁部における鳥類の飛翔状況を確認すること。
- (2) 海域に設置する橋脚について、詳細な位置や形状等の検討にあたり、生態系の保全や生息・生育基盤の創出に配慮するとともに、この環境影響評価の内容から変更となる場合は、生息・生育基盤への改変の程度や水の濁り、流況等への影響を再度評価し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

## 8 人と自然との触れ合い活動の場

- (1) 道路の存在に係る人と自然との触れ合い活動の場（以下「触れ合い活動の場」という。）への影響について、触れ合い活動の場として選定されている海浜やウォーキングコースの利用及び快適性を損なわないよう配慮し、橋脚位置の決定や高架下空間のデザイン等を行うこと。
- (2) 工事中においても、触れ合い活動の場の利用及び快適性への影響が最小限となるよう配慮し、必要に応じて環境保全措置を実施すること。

## 9 景観

- (1) 事業実施区域では人と自然との触れ合い活動の場の利用があることから、ウォーキングコース等からの近景で対象道路の存在が確認される地点を選定し、環境影響評価書に予測及び評価の結果を記載すること。
- (2) 景観について、専門家等の意見を参考に詳細設計の検討を行うとともに、可能な限り情報を公開し、地域との調和を図ること。特に、海上部の橋梁は、眺望を遮る一方でランドマークともなり得るものであることから、デザインや色彩等について配慮すること。

## 10 その他

- (1) 住宅密集地及び交通量の多い道路において長期間にわたり工事を実施することから、工事の実施にあたっては住民生活への影響に最大限の配慮を行い、工法、工事期間等を決定すること。
- (2) 事業実施にあたり、事業の詳細な計画の検討や決定の段階から、地元住民等への十分な説明や情報提供を行い、要望及び苦情がある場合は適切に対応を行うこと。
- (3) 工事に伴う温室効果ガスの排出を削減するため、エネルギー使用量の少ない施工方法の採用、工事用車両等の省エネルギー化や再生可能エネルギーの利用等に努めること。
- (4) 環境影響評価に関する条例第 30 条の規定に準じて事後監視調査を適切に実施し、事後監視調査結果を県に報告するとともに、公表すること。
- (5) 環境影響評価書の作成及び環境影響評価指針(平成 10 年兵庫県告示第 28 号)に基づく事後監視調査計画の作成にあたり、西宮市などの関係行政機関からの意見も十分に踏まえるとともに、必要に応じ関係行政機関と協議等を行うこと。
- (6) 環境影響評価の予測の前提条件となる事項に大きな変化が生じた場合や、現時点で予測し得なかった影響が生じた場合は、関係行政機関に報告のうえ、状況に応じた適切な環境保全措置を速やかに行うこと。
- (7) 工事中及び供用後において、災害及び事故による道路の損傷等による生活環境への悪影響が生じないよう、十分な対策を行うこと。